

答 申 第 237 号

平成18年9月11日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年12月28日付け政法第260号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

平成17年11月25日付け政法第221号

平成17年11月25日付け政法第222号

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月25日付け政法第221号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け政法第222号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、以下「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成17年10月19日及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」の調査を県知事から指示された保険指導課が鋸南町の国の国民健康保険特別調整交付金の不正受給に加担していたため、調査をせず、放置しているのを、県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があつて当然である。

イ 鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして監査請求された記事が安房地方の朝刊で報道され、国にも知られているのに、保険指導課が上記アの対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があるはずだ。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示の理由について

ア 本件異議申立てに係る処分のもととなった開示請求（異議申立人の行った平成17年10月26日付け行政文書開示請求（本件決定1に係る処分に関する部分に限る。以下「本件請求1」という。）及び同月27日付け行政文書開示請求（本件決定2に係る処分に関する部分に限る。以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。））の対象となった行政文書を千葉県総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）において保有していないためである。

イ 本件請求1において開示を求めた行政文書は、介護保険法に係る事務のうち千葉県健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）の副課長の職にある者の事務に関するものである。また、本件請求2において開示を求めた文書は、介護保険法に係る事務のうち保険指導課の職員の事務に関するものである。

ウ 政策法務課は、そもそも県の行政組織上の分掌事務として介護保険法の施行に係

る事務を分掌していないため、保険指導課の副課長及び職員が介護保険法の施行のために鋸南町の会計に関する調査を行う必要性を判断する立場にない。

エ なお、開示請求の対象となる行政文書を保有することがあるとすれば、法律相談等を受けた際に介護保険法に係る保険指導課の所掌する事務のうち、鋸南町の会計に関する調査を行う事務等に関する情報の記載された資料を入手した場合が考えられるが、政策法務課において当該法律相談等は受けておらず、政策法務課の管理に係る行政文書で開示請求の対象となる行政文書は存在しなかった。

オ 以上のことから、本件決定に係る理由を行政文書の不存在とした。

(2) 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件決定に係る処分について、上記2(2)のとおり主張するが、対象文書が存在するという異議申立人の主張は、行政文書の存在について客観的な事実を述べたものではなく、異議申立人の主観のみに基づくものである。

政策法務課が対象文書を保有していないことは、前記(1)のとおり明らかであり、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、本件請求1で「別添H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課〇〇副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとししないのが許される根拠についてわかる書類」の開示を、本件請求2で「H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課(〇〇課長、〇〇室長、〇〇〇副主幹、〇〇室長、その他同課の)職員が、市町村課にある鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査し違法行為を確認しないのが許される根拠についてわかる書類」の開示を求めた。

これに対し、実施機関は、行政文書開示請求書に「(政法分)」と表記されていることから、政策法務課が保有する行政文書を対象とした開示請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないため、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、政策法務課ではそもそも県の行政組織上の分掌事務として国民健康保険法及び介護保険法の施行に係る事務を所掌していないため、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

確かに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務は、千葉県組織規程(昭和33年千葉県規則第

68号)によれば、保険指導課が所掌しており、政策法務課が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、政策法務課が、国民健康保険法及び介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書中に、異議申立人の請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 28	諮問書の受理
18. 2. 20	実施機関の理由説明書の受理
18. 7. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年7月18日現在)